

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

### 告示

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件二件  
○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった

た件二件

○土地改良法により換地処分をした件

件

○道路の区域を変更する件

○道路の供用を開始する件

### 公告

○一般競争入札を行う件

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

四

○福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

四

## 規則

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第三号

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

福島県職員公舎規則(昭和四十一年福島県規則第十六号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

9 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。)に係る災害応急対策(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十條第一項に規定する災害応急対策をいう。以下この項において同じ。)又は災害復旧に係る事務

の処理のため地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき他の地方公共団体から派遣された職員又は東日本大震災に係る災害応急対策又は災害復旧のため災害対策基本法第三十一条の規定により同法第二条第三号に規定する指定行政機関若しくは同法第四号に規定する指定地方行政機関から派遣された職員(以下これらを「災害応急対策等派遣職員」という。)に対する第五条第二項の規定の適用については、同項の表中「定める出先機関の職員」とあるのは「定める出先機関の職員又は附則第九項に規定する災害応急対策等派遣職員」とする。  
別表第一「福島県警察本部長公舎」の項中「福島県警察本部長公舎」を「一 福島県警察本部長公舎」に改め、同表に次のように加える。

二 農業総合センター 畜産研究所動物管理員公舎	12から19まで	福島市荒井字地藏原甲一八番地
三 農業総合センター 畜産研究所養鶏分場 動物管理員公舎	3及び4	郡山市富田町字満水田一二番地

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。(施設管理課)

## 告示

### 福島県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年二月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六の七ほか五十筆

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに代表者の氏名  
(変更前) 東日本旅客鉄道株式会社

宮城県仙台市青葉区五橋一丁目一の  
取締役仙台支社長 田浦 芳孝  
(変更後) 東日本旅客鉄道株式会社  
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号  
代表取締役 新井 良亮

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり

- 三 変更した年月日  
1 平成二十三年四月一日  
2 別紙書面のとおり

- 四 届出年月日  
平成二十四年一月二十五日
- 五 届出をした者  
東日本旅客鉄道株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第七十四号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年二月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
メガステージ須賀川Bエリア 福島県須賀川市広表三番一号ほか六十一筆  
変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり  
変更した年月日  
平成二十四年一月二十六日  
届出年月日  
平成二十四年一月二十六日
- 四 届出をした者  
株式会社アクティブワン
- 五 (「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

**福島県告示第七十五号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年二月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
JR郡山市民市場 福島県郡山市燧田百九十五番地
- 二 変更しようとする事項  
駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) (1) 位置 別紙図面のとおり  
(2) 収容台数 二百九十五台  
(変更後) (1) 位置 別紙図面のとおり  
(2) 収容台数 百十八台
- 三 変更しようとする年月日  
平成二十四年九月二十六日
- 四 届出年月日  
平成二十四年一月二十五日
- 五 届出をした者  
東北総合サービス株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第七十六号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年二月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
メガステージ須賀川Bエリア 福島県須賀川市広表三番一号ほか六十一筆
- 二 変更しようとする事項  
(1) 荷さばき施設の位置

(商業まちづくり課)

- (変更前) 別紙図面のとおり
- (変更後) 別紙図面のとおり
- (2) 廃棄物保管施設の位置
- (変更前) 別紙図面のとおり
- (変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十四年三月十四日

四 届出年月日

平成二十四年一月二十六日

五 届出をした者

株式会社アクティブワン

(「別紙図面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十四年二月六日赤井地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十四年二月十七日

福島県知事 佐藤雄平

(農地管理課)

福島県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 富岡線	いわき市川前町下桶売 字萩二七八番地先から 同 市川前町下桶売 字萩八六番三二五地先ま で	変更前	A 五・五〇	二・一一一・〇
		変更後	B 一四・一〇	二・〇一〇・〇
		変更後	A 五・五〇	二・一一一・〇
			三五・八	二・一一一・〇

		B 一四・一〇	二・〇一〇・〇
		八五・八	

(道路計画課)

福島県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道小野富岡線	いわき市川前町下桶売字萩二七八番地先から 同 市川前町下桶売字萩二八二番地先まで	平成二十四年二月 一七日

(道路計画課)

公 告

公告第31号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等に関する業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年2月17日

福島県知事 佐藤雄平

- 入札に付する事項
  - 調達をする特定業務の件名及び数量 福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等に関する業務 一式
  - 調達をする特定業務の仕様等 仕様書による。
  - 履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
  - 履行場所 仕様書による。
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年3月8日（木）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部財務総室税務システム課  
電話024-521-7730

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年3月8日（木）午後5時15分までに必着のこと。

### 4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成24年2月17日（金）から同年3月7日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙250枚が入る程度の大きさで、850円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成24年3月7日（水）午後5時15分までに必着で請求すること。

### 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年3月29日（木）午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎12階第2会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年3月28日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保

証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成24年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

### 9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : The system currently in use by the Fukushima Prefecture Tax System Office is used for the printing of tax notices, crimping of tax notices, placement in a sealed envelop and etc all in one set.
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 10:00a.m., 29 March 2012
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5:15p.m., 28 March 2012
- (4) Contact point for the notice : Taxation System Division, Finance Office, General Affairs Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7730  
(税務システム課)

### 公告第三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたの件、次のとおり公告する。

平成二十四年二月十七日

福島県知事 佐藤 雅 平

1 申 請 の 受 け 付 け 口



- 二 平成二十四年二月三日
- 三 名称
- 四 特定非営利活動法人エルタ
- 五 代表者の氏名
- 六 小林 康男
- 七 主たる事務所の所在地
- 八 福島県福島市太平寺町の内三十番地
- 九 定款に記載された目的
- 十 この法人は、高齢化社会が一層進行する社会環境の下で、高齢者や障害者が弱者として生きるのではなく、お互いに助け合い、足りないところを補完し合うことを支援することで自立を促進し、生きがいをもって生きていくことができる社会環境づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

### 福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月十七日

福島県教育委員会

#### 福島県教育委員会規則第一号

#### 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立福島商業高等学校の項中

情報処理科

一一〇人

を

情報処理科

一六〇人

に改め、同表福島県立福島北高等学校の項中「二六八〇人」

を「六四〇人」に改め、同表福島県立川俣高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立郡山商業高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表福島県立長沼高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立白河旭高等学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立田村高等学校の項中「六八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立会津高等学校の項中「九二〇人」を「八八〇人」に改め、同表福島県立会津工業高等学校の項中

建築インテ  
リア科

一二〇人

を

建築インテ  
リア科

一六〇人

に改め、同表福島県立喜多方桐桜高等学校の項中「二六八〇人」

を「六四〇人」に改め、同表福島県立喜多方桐桜高等学校の項中

土木科	
建設科	
エリアマネ ジメント科	

四〇人
八〇人
八〇人

を

建設科	一二〇人
エリアマネ ジメント科	一二〇人

に、「二六〇人」を「一二〇人」に

改め、同表福島県立会津農林高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島

県立平工業高等学校の項中

電子科

一二〇人

を

電子科

一六〇人

に改め、同表福島県立平商業高等学校の項中「二〇〇人」を「二六〇人」

に改め、同表福島県立勿来高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立四倉高等学校の項中「四四〇人」を「四〇〇人」に改め、同表福島県立双葉高等学校の項中「四八〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立浪江高等学校の項中「三二〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立富岡高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立双葉翔陽高等学校の項中「三二〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立相馬高等学校の項中「六〇〇人」を「五六〇人」に改め、同表福島県立相馬東高等学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立原町高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立小高工業高等学校の項中「二四〇人」を「二〇〇人」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(学校経営支援課)